部長及び参事官　　交指発第５７号
殿　　（捜一、科研）
所　属　長　　令和８年３月12日
５年保存（口訓）
本　部　長

交通警察部門が取り扱う死体に係る犯罪死見逃し防止の徹底について（通達乙）

これまで 交通警察部門が取り扱う死体に係る犯罪死見逃し防止の徹底については「交通警察部門が取り扱う死体に係る犯罪死見逃し防止の徹底について（通達乙）」（令和３年３月12日付け交指発第49号。以下「旧通達」という。）に基づき実施されているところであるが、引き続き、下記のとおり実施していくこととしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　犯罪性の総合的判断

交通警察部門が取り扱う死体のうち、交通事故現場の状況や形態等から一見して過失運転致死罪等犯罪により死亡したことが明らかな場合であっても、交通事故による死亡の偽装又は薬毒物使用に係る殺人等の可能性を念頭に置き、死体及び現場の綿密な観察に加え、当該交通事故に至る背景、死者生前の健康状態及び生命保険金加入状況等死者の周辺捜査を徹底し、その犯罪性について総合的に判断すること。

２　死体取扱い時における薬毒物検査等

(1)　薬毒物検査等の実施

過去の犯罪死見逃し事案には、青酸化合物や睡眠導入剤等の薬毒物使用事例も複数あるところ、簡易薬毒物検査キット等については、死体取扱いにおいて血液・尿等の試料から早期に科学的判断を得ることができ、犯罪死見逃し防止に有用な資機材であることから、必要に応じて、刑事警察部門と連携の上、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）に基づく簡易薬毒物検査キット等を用いた検査を実施すること。

なお、過失運転致死罪等死亡が犯罪によることが明らかな場合で、刑事訴訟法に基づく検証等を行った死体については、死因・身元調査法に基づく簡易薬毒物検査キット等を用いた検査を行うことができないことから、刑事訴訟法に基づく鑑定等によって薬毒物の有無を調べること。

(2)　薬毒物検査等の実施に係る留意事項

死因・身元調査法に基づく簡易薬毒物検査キット等を用いた検査は、飽くまで予備的な検査であることから、検査結果を過信することなく、わずかでも犯罪性の疑義が残る場合は、科学捜査研究所における鑑定等を確実に実施すること。

また、死因・身元調査法に基づく簡易薬毒物検査キット等を用いた検査又は科学捜査研究所における鑑定等の結果、薬毒物使用の可能性が認められた場合は、交通警察部門から刑事警察部門に連絡の上、両部門が連携し、司法解剖等の必要な捜査を実施すること。

3　刑事警察部門と連携した死体取扱い

上記薬毒物検査のほか、以下に掲げる場合には、交通警察部門から刑事警察部門に連絡の上、刑事訴訟法に基づく検視、司法解剖、薬毒物含有に関する鑑定嘱託等の措置、又は、死因・身元調査法に基づく検査及び解剖を念頭に置き、緊密に連携した死体取扱いに努めること。

その際、交通警察部門では「緻密な交通事故事件捜査の推進について（通達）」（令和６年３月15日付け警察庁丙交指発第11号）に規定する交通事故事件捜査統括官に速報し（既に交通事故死でないと判断された場合を除く。）、刑事警察部門では「検視官等の体制整備及び適正な死体取取扱業務の推進について（通達）」（令和６年３月８日付け警察庁丙捜一発第12号）に規定する検視官に速報し、速報を受けた両者においても緊密に連携して犯罪死の見逃し防止を図ること。

○　交通事故の状況、外傷の程度や部位、年齢等から、一見して、交通事故による死亡と認定するのが不自然である場合

○　現場の状況や事故当事者相互の関係から、殺人、傷害致死等による死亡であることが疑われる場合

4　交通警察部門における捜査過程での連携

(1)　殺人等が潜在する可能性を念頭に置いた捜査

交通警察部門において、交通事故による死亡として捜査を開始した後においても、被疑者の取調べ、遺族や関係者からの事情聴取、各種照会及び関係先の捜索差押等に際しては、殺人、傷害致死等の犯罪が潜在している可能性を常に念頭に置くこと。

(2)　刑事警察部門への連絡と連携した捜査

交通警察部門において、交通事故による死亡としての捜査を開始したが、上記(1)の捜査のほか、死体の検視・検証等や司法解剖の結果などから、交通事故による死亡ではない可能性が生じた場合においても、上記３に準じ、

交通警察部門から刑事警察部門に連絡の上、両部門が連携して捜査すること。